

(1) 橋本市立小中学校適正規模・適正配置 基本方針の見直しについて

1 検討委員会の設置

橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という）は、次代を担う子供たちに、よりよい教育環境を整備するために平成26年に認定されたもので、本市の学校教育の現状と課題を踏まえ、少子化と児童生徒の減少、学校小規模化が及ぼす影響、部活動、教職員の観点から議論され、小学校、中学校の適正規模と適正配置についての基本方針が定められています。

策定から10年を経過した現在、学校を取り巻く環境も変化してきたことから、令和5年度から外部委員（有識者・地域住民・教育関係者・保護者・学校関係者等）で構成された委員会を設置し、本方針の見直しについて調査審議し答申をおこないます。

条例第1条

橋本市立小学校及び中学校における児童生徒数の推移を踏まえ、将来の学校の適正規模・適正配置について、幅広い見地から検討するため、橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置する。



橋本市立小中学校
適正規模・適正配置
基本方針（H26）

2 検討委員会の概要

橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例（抜粋）

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 学校の適正規模に関すること。(2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に係る具体的方策に関すること。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申を終える日までとする。

（会議）

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 検討委員会の概要

橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例（抜粋）

（会議の公開）

第7条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

（秘密保持）

第9条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 基本方針見直しの背景

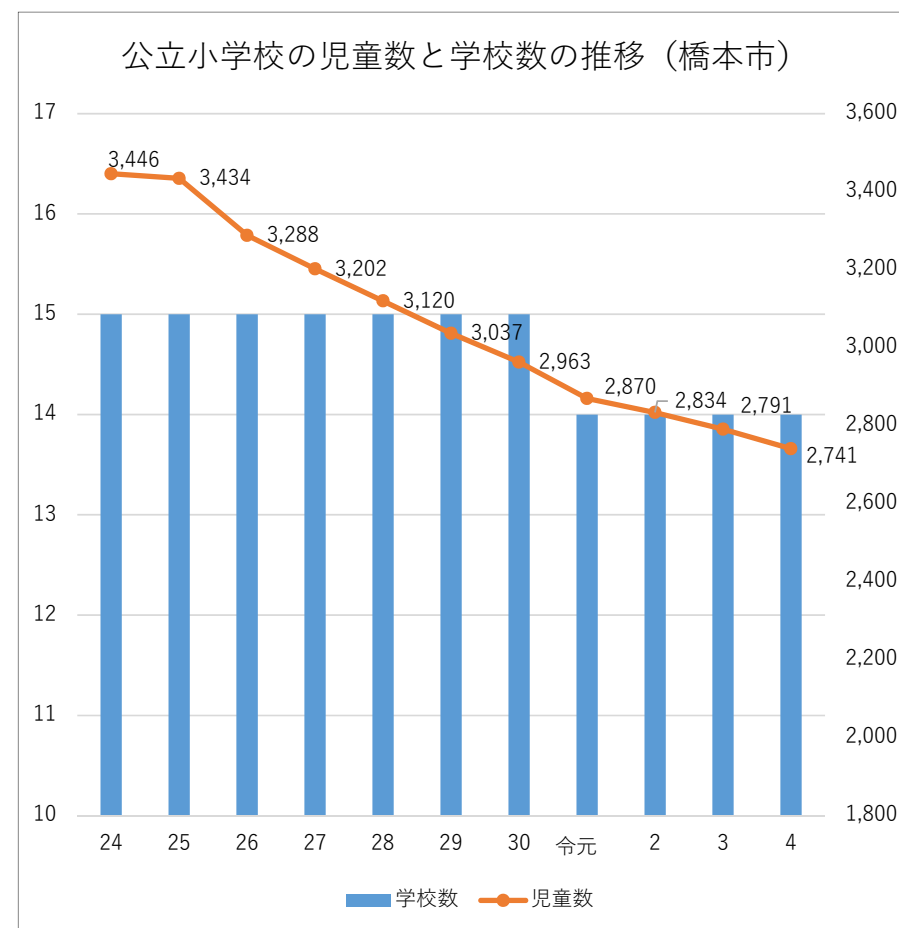
(1) 児童・生徒数の減少

R1から信太小学校は廃校

⇒ 公立小学校は平成24年度から令和4年度にかけて
2,315校減少 (△10.9%) ・ 607,337人減少 (△9.1%)

⇒ 橋本市は平成24年度から令和4年度にかけて
1校減少 (△6.7%) ・ 705人減少 (△20.5%)

公立小学校	年度	学校数	児童数	備考
全国	平成24年度	21,166校	6,642,721人	
	令和4年度	18,851校	6,035,384人	学校数△10.9% 児童数△9.1%
橋本市	平成24年度	15校	3,446人	
	令和4年度	14校	2,741人	学校数△6.7% 児童数△20.5%



出展：文部科学省 学校基本調査

3 基本方針見直しの背景

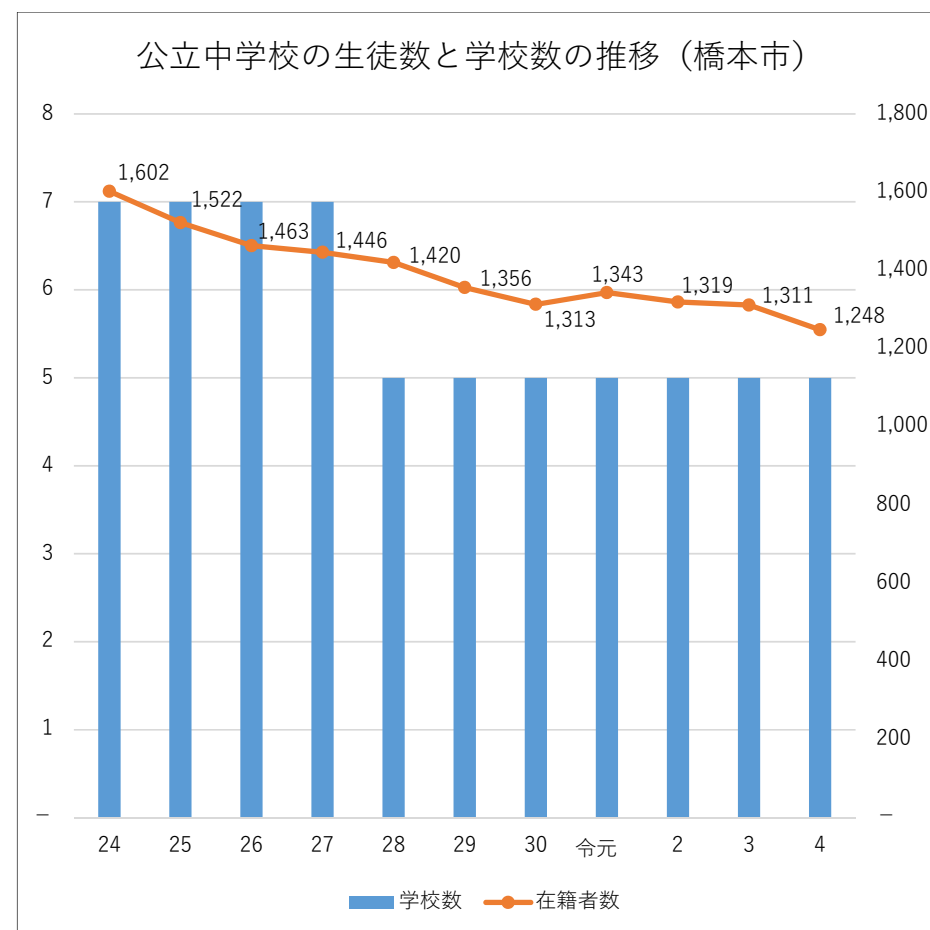
(1) 児童・生徒数の減少

西部中学校・橋本中学校・学文路中学校はH28から橋本中央中学校に統合

⇒公立中学校は平成24年度から令和4年度にかけて
696校減少(△7.1%)・338,037人減少(△10.3%)

⇒橋本市は平成24年度から令和4年度にかけて
2校減少(△28.6%)・404人減少(△22.1%)

公立中学校	年度	学校数	生徒数	備考
全国	平成24年度	9,860校	3,269,759人	
	令和4年度	9,164校	2,931,722人	学校数△7.1% 生徒数△10.3%
橋本市	平成24年度	7校	1,652人	
	令和4年度	5校	1,248人	学校数△28.6% 生徒数△22.1%



出展：文部科学省 学校基本調査

3 基本方針見直しの背景

(2) 教師の不足

学校に配当されている教員定数に対する教師不足が全国的に発生しており、産休・育休、病休者数の増加、特別支援学級数の増加により必要な臨時的任用教員が見込みより増加したことや、講師名簿登録者数の減少などが大きな要因とされています。

和歌山県ではR3.5.1時点では教師不足が発生していませんが、今後、教員が不足すると、学級担任がいけないという事態にもなりかねません。

「教師不足」の状況（令和3年5月1日時点）

出展：文部科学省 教師不足に関する実態調査（R4.1）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている学校数 (E)	割合 (E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%

※一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しません。

3 基本方針見直しの背景

(3) 35人学級への移行や教科担任制の導入

令和3年4月1日に法改正され、全国的に小学校の35人学級への移行が行われています。和歌山県では、令和2年度時点で小学校1・2年生は35人学級、小学校3～6年生は38人学級でしたが、段階的に35人学級へ移行しています。

また、小学校高学年における教科担任制は、令和4年度から教職員の加配定数が措置されていますが、学校の規模によって教科担任の配置ができない小学校があるなど、教育の機会の確保の観点からの課題も見られます。

学級編成の標準の引下げ（R3.4.1法改正）

	小学校		(参考) 中学校
	改正前	改正後	
国	40人 (第1学年は35人)	35人	40人
和歌山県	38人 (第1・2学年は35人)		35人

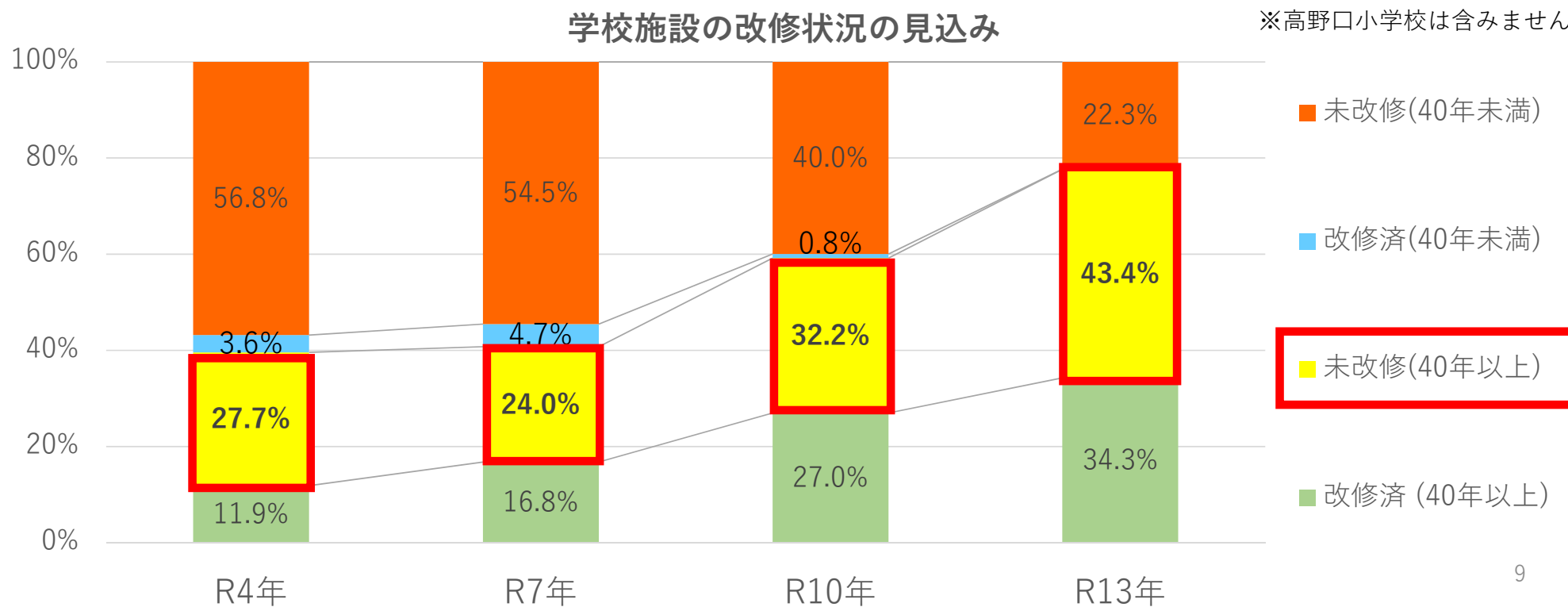
国：公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

県：少人数学級編成について（和歌山県教育委員会）

3 基本方針見直しの背景

(4) 老朽化した学校施設の増加

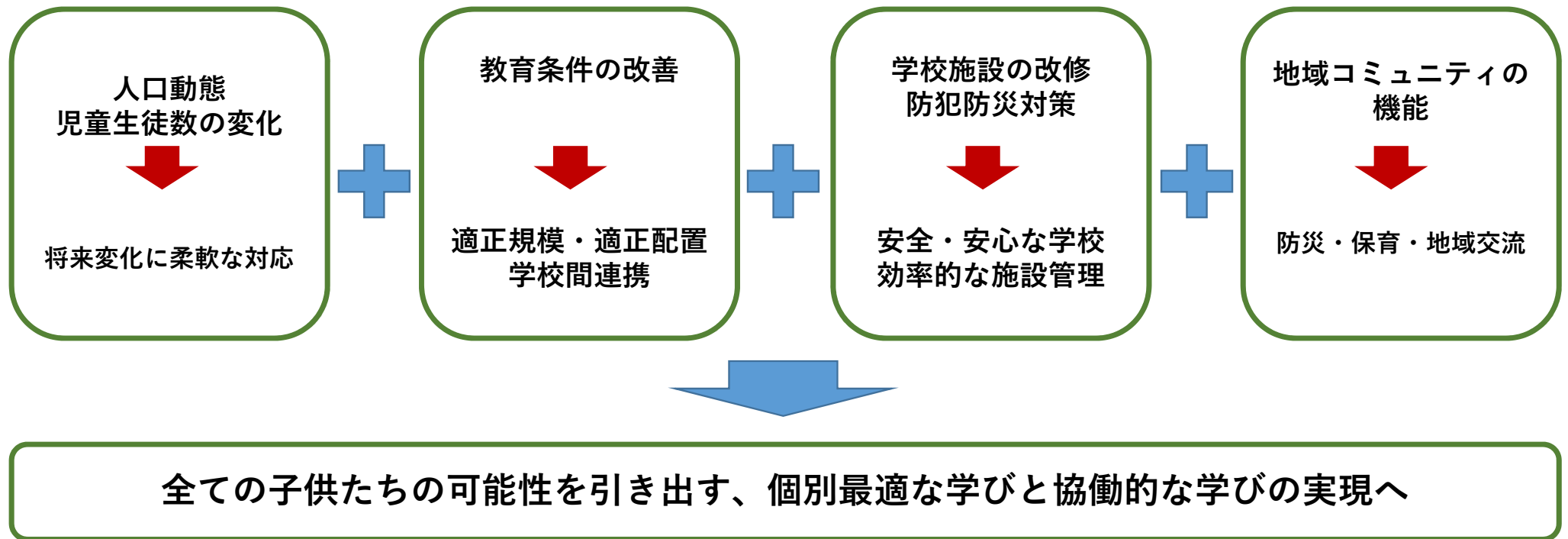
学校施設長寿命化計画に基づき、校舎の長寿命化などの学校施設整備は、築40年程度経過後に長寿命化改修を行う方針です。現在1校あたり3年間をかけ、順次、長寿命化改修を実施していますが、現在のペースでは40年以上経過しているにもかかわらず改修できない学校施設が増加する見込みです。



4 基本方針見直しの目的

現行の橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針は、「子供の成長・発達を促進する教育条件」を市の実態に即して検討を重ね、『子供の最善の利益』を実現する観点から考えられてきました。

本方針の見直しにあたり、先に述べた環境変化を踏まえつつ、多様な子供の教育的ニーズに対応できる望ましい学習環境を整えることを目的として以下の4つの観点から検討を進め、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」へと繋げていきます。



5 基本方針見直しの進め方

橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会 会議スケジュール（案）

会 議	年月日	内容
第1回	令和5年5月23日	1. 正・副委員長選出 2. 諮問 3. 調査審議（見直しの背景・目的、基本方針見直しの進め方） 4. 教育状況の説明（人口動態、児童生徒数の推移、目指す学校づくり、学童保育の状況）
第2回	令和5年6月1日	1. 教育状況の説明（学校区、学校情報） 2. 調査審議（見直し検討シート、アンケート内容）
第3回	令和5年6月29日	調査審議の継続
第4回	令和5年7月27日	
第5回	令和5年8月24日	
第6回	令和5年9月28日	
第7回	令和5年10月12日	1. 見直しの考え方の決定
第8回	令和5年10月24日	1. 答申（案）の協議
第9回	令和5年11月15日	1. 答申（案）の決定 2. 答申

5 基本方針見直しの進め方

